

(自民・民主・公明・創生提案、共産のみの反対で可決)

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮は、昨年6月の日朝実務者協議において、拉致被害者の再調査をわが国に約束したにもかかわらず、その後何ら動きを見せず、拉致問題は大きな進展がないまま今日に至っている。

去る2月、ヒラリー・クリントン米国国務長官が来日した際、拉致被害者の家族と面会し、拉致問題の解決に理解を示されたところであるが、拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめとする国際社会に対して強力な支持と協力を求めるなど、関係各国との協調のもと、北朝鮮に対し強い圧力をかけていくことが何よりも重要である。

このような状況の中、現在、政府が行っている北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止措置の期限が、本年4月13日に到来しようとしている。

よって、国におかれては、拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化することはもとより、現在行使している経済制裁措置を更に延長し、引き続き北朝鮮に対する圧力をかけるとともに、関係各国との協調のもと、拉致問題の早期解決に向けた実効ある外交努力を積極的に行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
外務大臣	中曽根弘文殿
財務大臣	与謝野馨殿
経済産業大臣	二階俊博殿
国土交通大臣	金子一義殿
防衛大臣	浜田靖一殿
内閣官房長官	河村建夫殿

京都府議会議長 家元丈夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として、抜本的対策が急務となっている。これらの患者の多くは、輸血、血液製剤の投与や注射針・筒連続使用による集団予防接種等により肝炎ウイルスに感染したものであり、その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、既に、肝硬変や肝がんに進展した患者は、長期の療養による苦しみや生活基盤の喪失等による経済的負担の増加といった多くの困難に直面している。

このような中、国の「新しい肝炎総合対策」が、今年度から7カ年計画としてスタートした。しかしながら、この対策は、法律の裏付けがない予算措置によるものであり、実施主体である都道府県間において施策の統一が図られていないのが実情である。

よって、国におかれては、ウイルス肝炎対策を国の責務として総合的に推進するためにも、肝炎対策に関する基本理念や、国や地方公共団体の役割を定めた基本法を早期に制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期接種化等を求める意見書

重い後遺症や死亡の恐れがある子どもの細菌性髄膜炎の日本での患者数は、日本外来小児科学会によると、5歳までの子どもで全国に少なくとも年間600人以上に上っている。このうち約6割がインフルエンザ菌b型（以下「H i b」という）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの原因菌によるものが全体の約9割を占めている。

抗菌薬（抗生物質）による治療にもかかわらず、約5%が死亡し、約15から20%に後遺症が残っている。細菌性髄膜炎は、発症後の治療には限界があり、罹患前の予防が非常に有効であるといわれている。

近年では、抗菌薬に対するH i bの耐性化が急速に進展しており、H i b感染症がさらに難治化する傾向にある。また、H i bは飛沫感染により伝播することから、早期保育など乳幼児における集団生活機会の増加により、小児がH i b感染症に遭遇する危険性はさらに高くなると予想されている。

H i bと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能である。ワクチンは100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種とされており、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

日本ではようやく2008年12月19日にワクチンが販売開始となったが、任意接種でのスタートとなり、接種にかかる費用も個人負担となっている。H i bワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が急がれるところである。

よって、国におかれては、次の事項について、早期に実現されるよう強く要望する。

- 1 H i bワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、H i b重症感染症（髄膜炎、咽頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
- 2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じること。
- 3 ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があり、一つは、発症年齢が低いとい

うことである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している現状にある。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということである。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれている。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国をはじめ80カ国以上の国で承認されており、つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」になりつつある。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておらず、我が国においても一日も早い承認が期待されている。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組を推進するため、次の事項について早急に実現するよう強く要望する。

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野	洋平	殿
参議院議長	江田	五月	殿
内閣総理大臣	麻生	太郎	殿
厚生労働大臣	舛添	要一	殿

京都府議会議長 家元 丈夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

障害者雇用対策の充実に関する意見書

米国発の金融危機に端を発した世界同時不況に伴い、わが国の雇用環境が大変厳しくなる中で、企業における人員削減は、派遣労働者や期間労働者などの非正規労働者に止まらず、正規社員にまで広がりを見せてきている。このことは、障害者など社会的に弱い立場にある人にも大きな影響を与えてきており、今後、一層不安定な状況に追い込まれることが憂慮されるところである。

昨年6月1日現在の本府における障害者雇用率は、関係機関の懸命な取組の結果、1.76%と過去最高水準の結果を得た。しかしながら、その後の経済情勢の急速な冷え込みにより、障害者就職面接会における求人が大幅に減少するなど、障害者を取りまく雇用環境は、大変深刻な状況にあると言わざるを得ない。

現在、厳しい経済・雇用情勢に対し、様々な景気回復のための対策が講じられているところであるが、不況の影響を真っ先に受ける可能性が高い障害者に対する雇用対策は、最優先で取り組まれる必要がある。

よって、国におかれては、障害者の雇用の安定を図るため、次の事項を速やかに実行されることを強く要望する。

- 1 本年4月から施行される改正障害者雇用促進法に盛り込まれた施策を迅速に実施するとともに、地方公共団体が取り組む障害者に対する就労対策への財政支援措置を充実するなど、障害者の雇用拡大に向けた効果的な取組を推進すること。
- 2 特例子会社等の設置を強力に促進するとともに、障害者雇用ファースト・ステップ奨励金などの新たに創設された支援制度の積極的な活用促進に努めること。
- 3 法定雇用率の未達成企業に対し、企業名の公表も含めた一層の指導強化を図ること。
- 4 障害者の就業促進を図る上で、職業的スキルの向上が何よりも重要であることから、職業能力開発制度の更なる充実と、能力開発に取り組む地方公共団体に対する十分な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野	洋平	殿
参議院議長	江田	五月	殿
内閣総理大臣	麻生	太郎	殿
財務大臣	与謝野	馨	殿
厚生労働大臣	舛添	要一	殿

京都府議会議長 家元 丈夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

京都府域の約7割を占める中山間地域は、総農家数の約6割、農業産出額の約5割を占めるなど、本府農業において重要な役割を担う地域であり、新鮮で安心できる食料を供給するほか、国土保全、水源のかん養、景観の形成など多面的で公益的な機能を担っている。

本府においては、こうした中山間地域の農地保全を図るため、平成12年度に国において創設された中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保を図るとともに、集落機能の維持・強化に大きな成果を上げてきたところである。

しかしながら、高齢化、過疎化の進行等により、中山間地域を取り巻く情勢は、今後一層深刻化するものと見込まれ、市町村及び多くの集落からは、中山間地域の活力や機能を維持するための実効ある施策として、平成21年度をもって終了する本制度の継続を求める声が多く寄せられている。

よって、国におかれては、中山間地域の農地を保全し、将来にわたり集落機能を維持していくため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 中山間地域で農業生産活動を行う農業者への直接支払を通じて、耕作放棄地の発生防止と農地等の多面的機能の維持を図ろうとする本制度を、平成22年度以降も継続すること。
- 2 本制度の継続に当たっては、過疎化・高齢化に伴う担い手不足などの農村地域がかかえる課題を踏まえ、現行の対象農地と一体的な保全が必要な農地についても交付対象とするなど、地域の実情に応じた対応が可能となるような制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
農林水産大臣	石破茂	殿

京都府議会議長 家元丈夫

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めている。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出した。世界同時不況の様相を呈するなかで、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだといえる。こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手した。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されている。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要である。経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきである。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考える。

よって、国におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 日本を誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
- 2 2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの1次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については、2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取組をすること。
- 3 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
- 4 省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、更なる国の支援を拡充すること。
- 5 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。更に、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。
- 6 バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。
- 7 エコ・ポイント事業(温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの)を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
農林水産大臣	石破茂	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
国土交通大臣	金子一義	殿
環境大臣	斉藤鉄夫	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

臨床研修制度の見直し案に関する意見書(案)

新臨床研修制度の導入目的は、すべての医師が、将来どんな専門分野についたとしても、基本的な診療能力を身に付けることである。

今回の臨床研修制度の見直し案では、今まで大学卒業後2年間の研修で産婦人科、小児科など7科を必修としていたものを、内科など3科に減らし、残り2科を選択とし、実質1年に短縮できるようにした。こうした研修期間の短縮は、医師の診療能力、医療の質の低下につながるものである。

また、都道府県ごとに研修医の定数上限枠を設ける案を示した。試算によると、京都府の定数は190人とされ、2008年度の研修医数274人と比べ84人もの削減となり、全国一厳しいものとなっている。研修医数を人口比で機械的に当てはめて削減することは、府北部地域等の医師不足地域に、いっそう深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、国におかれては、臨床研修制度の見直しについて、以下の点を行うよう求めるものである。

- 1 府北部地域等、医師不足にいっそう拍車をかける定数上限190人は撤廃すること。
- 2 臨床研修制度の見直しは、慎重に広く意見を聞き、検証を続け、より良い制度への拡充を行うこと。
- 3 医師の労働条件の改善、教育研修内容の改善、大学予算の大幅な拡充や、研修後の医師配置の公的なシステムの整備を考慮すること。
- 4 医学部の定員増をさらに進めるとともに、公的病院の統廃合を撤回し、社会保障費の2200億円削減路線を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 鳩山邦夫 殿
財務大臣 与謝野馨 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

医師臨床研修制度改革に関する意見書

現在、地域における医師不足や診療科目における医師の偏在は大変深刻な社会問題となっており、地域において安心して適切な医療を受けられる医療体制の確保が強く求められている。

本府においても、北部地域を中心として医師不足が顕著な状況にあり、医師確保対策を急務の課題として、奨学金貸与や研修・研究費の補助などの独自事業に重点的に取り組んでいるところである。

このような中、平成16年度に導入された医師臨床研修制度を一つの契機として、医師の地域や診療科ごとの偏在が顕在化してきており、これを是正するため、厚生労働省では、平成22年度実施に向けた同制度の改革案を、先頃、医道審議会医師臨床研修部会に提示したところである。

改革案では、研修医定員総数の削減に加え、人口や医学部定員数などにに基づき都道府県単位での研修医定員の上限枠を設定し、研修医の都市部から地方への誘導を図る内容となっている。その結果、本府をはじめ5都府県で現状よりも研修医数が減少することとなり、特に本府においては、削減率が約30%と突出した状態となることが明らかとなった。

本府では、平成15年度時点で411人採用されていた臨床研修医が、平成20年度では274人と大幅に減少するなど、地域医療に従事する医師不足が深刻化してきている状況にあって、今回の見直しによる臨床研修医の更なる大幅削減は、地域の医師確保を図る上で、大変憂慮すべき事態を招くものと懸念するものである。

よって、国におかれては、医師臨床研修制度改革における都道府県定員枠の設定に当たり、同制度導入以前における臨床研修医の人数も算定の基礎に入れるなど、地域の医師不足の実態がよりの確に反映され、将来にわたり、府民が安心して医療が受けられるような制度構築に向けた取組となるよう、慎重な検討が進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野	洋平	殿
参議院議長	江田	五月	殿
内閣総理大臣	麻生	太郎	殿
文部科学大臣	塩谷	立	殿
厚生労働大臣	舛添	要一	殿

京都府議会議長 家元 丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

労働者派遣における法令遵守と法改正に関する意見書(案)

アメリカ発の金融危機、深刻な不況が進む中、派遣労働者等の首切りが大量に発生し、厚生労働省の調査では3月末までに約16万人、業界団体の試算では製造業だけで40万人の非正規労働者の失職が予想され、京都でも職や住居を失った多くの労働者が路頭に迷う事態が発生している。このような事態を生みだした原因は、1999年の派遣労働の原則自由化、2004年の製造業派遣の解禁など、労働者派遣法のもとで「使い捨て労働」が拡大されたところにある。

現行の労働者派遣法では、労働者の派遣期間は最長3年に制限され、それを超える場合には派遣先に直接雇用の申し込み義務が生じ、しかも同一業務、同一の製造ラインで3年を超える派遣の受け入れも禁じられている。また、いわゆる「クーリング期間」の経過後に再度派遣に戻すことは、職業安定法違反とされることが法令上規定されている。

これらの点を考慮するならば、いま派遣切りされている労働者の多くは、本来なら派遣先企業から直接雇用されるべきであったのに、法令が遵守されていない。

現在、国会には、派遣労働者の保護と雇用の安定のため、日雇派遣の原則禁止と登録型派遣労働者の常用雇用への転換を努力義務とすること等を含む労働者派遣法の改正案が提出されているが、いま必要なことは、派遣法を1999年以前に戻し、派遣労働を原則禁止にする全面的見直しを行なうことである。

よって、国におかれては、企業に対し労働者派遣における法令遵守の指導監督を抜本的に強化するとともに、安定的な雇用確保の観点から、労働者派遣法の全面的な改正を行なうよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長 河野洋平 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

派遣労働者等非正規労働者の雇用・就業対策の強化を求める意見書

昨年の米国に端を発した世界同時不況に伴い、わが国経済も、未だ景気の底が見えない厳しい状況が続いている。

このような経済情勢の中、派遣労働者の契約途中での解雇や、何度も更新されてきた短期の有期雇用者に対し期間満了により雇い止めが行われるなど、非正規労働者の不安定な雇用の実態が大きな問題となっている。

また、派遣労働者をはじめとする非正規労働者の増加、とりわけ若年層での増加は、わが国経済を支えてきたものづくり産業等における優れた技術の継承をも途絶えさせてしまうといった、新たな問題を引き起こしつつある。

よって、国におかれては、雇用情勢が急速に悪化している状況の中、非正規労働者の雇用の安定等を図るため、次の事項を早期に取り組みされるよう強く要望する。

- 1 派遣元及び派遣先の事業主に対し、労働者派遣法の遵守の徹底を図るとともに、派遣切りや雇い止めが行われる場合には、双方の事業主が連携の上、派遣労働者の就業機会の確保を図るなど、事業主が講ずべき措置に関する指針の徹底を図ること。
- 2 現在、継続審議となっている改正労働者派遣法の審議に当たっては、派遣労働者の安定的な雇用の確保と待遇改善等が図られるよう、十分に議論を尽くし、早期に改正が行われるとともに、悪質な企業に対しては、企業名の公表等一層の指導強化を図るようにすること。
- 3 緊急雇用創出事業臨時特別交付金の大幅増額など雇用機会の創出を図るための対策を、一層充実させること。
- 4 地方公共団体が実施する離職者の再就職支援や正規雇用に向けた職業訓練の充実を図るため、一層の財政支援措置を講じること。
- 5 ハローワークの相談体制を充実・強化すること。
- 6 雇用保険法の改正に当たっては、非正規労働者をはじめ全ての労働者が安心して暮らせるよう、十分なセーフティネット機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

気候変動を回避するための「気候保護法」の制定を求める意見書（案）

2008年に京都議定書の第一次約束期間が始まったが、わが国の対策は遅々として進まず、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響がおよびかねない状況にある。

このような中、昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのため先進国は、2020年までに1990年比25～40%の削減が必要との2007年末のバリ合意及び2008年末のポズナニ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければならない。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・総合的に導入・策定し、実践していく必要がある。

その具体策として、日本が責任を持って対応するためには、京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保する制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容の実現を約束する「気候保護法」を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
経済産業大臣	二階 俊博 殿
環境大臣	斉藤 鉄夫 殿

京都府議会議長 家 元 丈 夫

(自民・民主・公明・創生提案、全会一致可決)

低炭素社会形成のための基本法制定を求める意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国においては、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にある。

このような中、昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのため先進国は、2007年のバリ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければならない。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期的削減目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・総合的に導入・策定し、実践していく必要がある。

その具体策として、日本が責任を持って対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、未だ設定されていない中期目標を早期に公表の上、大幅な排出削減経路を掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、キャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買い取り制度などの取組を進めるべきである。

よって、国におかれては、上記の内容の実現を目指す法律を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿
環境大臣	斉藤鉄夫	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

自衛艦のソマリア沖派遣に関する意見書(案)

政府は13日の閣議で、海賊対策を名目に、自衛艦のソマリア沖派遣と武器の積極的使用を認める「海賊対処」法案を決定した。法案成立に先立ち、14日には現行自衛隊法の「海上警備行動」に基づき自衛艦2隻が出港し、新法成立後は新法に基づく活動に移行するものとされている。

もともと海賊という犯罪行為は警察行動で対処すべきものであり、国民の批判を無視して自衛隊を強引に派遣するのは、海賊対策にかこつけて、アメリカが求める自衛隊の海外派兵を強化・拡大するためのものである。「海賊対処」法案は、これまで基本的に「生命・身体の保護」のために限っていた武器使用を、「任務遂行のため」に拡大している。自衛隊のイラク派遣を「海外での武力行使になる」とした名古屋高裁の違憲判決に照らしても、憲法に真っ向から違反するものである。

ソマリア沖の海賊問題の背景には内戦問題があり、憲法9条を持つ日本は、ソマリア和平と民生支援の平和外交で、積極的な役割を果たすことこそが求められている。

よって、国におかれては、ただちに自衛艦を撤退させるとともに、「海賊対処」法案は強行しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

法務大臣 森英介 殿

外務大臣 中曽根弘文 殿

防衛大臣 浜田靖一 殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

介護労働者の処遇改善を求める意見書（案）

厚生労働省の社会保障審議会「介護給付費分科会」は、昨年12月26日、今年度の介護報酬改定を3%引き上げるという答申を行った。今回の改定の特徴は、大きな社会問題となっている介護人材確保問題への対処とされている。

しかしながら、多くの施設は、「今回の改定は、前回改定のマイナス分を埋める程度にしかない」、あるいは、「加算が受けにくい」としており、改定の目的である介護労働者の処遇改善が実現するかどうか、極めて不明確な状況である。

低い賃金と劣悪な労働条件のために、夢と希望を持って介護の仕事を選んだ職員が多数離職し、介護労働者の平均月額賃金は約20万円で、一般労働者と比較しても10万円も低い水準である。また、昨年12月に発表された厚生労働省「介護福祉士等現況把握調査」でも、7割の復職希望者の強い要望は、「給与の改善」となっており、介護職員の処遇改善の確実な実施が求められている。

よって、国におかれては、介護職員の処遇改善のため、緊急に、以下の具体化を行うよう求めるものである。

- 1 深刻な介護人材不足に対処するため、介護報酬単価を一律5%引き上げること。
- 2 介護職員の賃金を3万円以上引き上げること。
- 3 介護報酬引き上げは、保険料の引き上げでなく、国庫負担額の引き上げにより行うこと。
- 4 今回の介護報酬改定については、加算措置ではなく、基礎的部分の引き上げとして実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

国民健康保険財政の健全化を求める意見書（案）

今、深刻な経済危機の中で、国民健康保険料の滞納世帯が5軒に1軒に上るなど「払いたくても払えない」事態が広がり、京都府内市町村の国民健康保険財政は厳しさを増している。

この事態の根本原因は、一つには、国保加入者の中で自営業者の比率が下がり、年金生活者や失業者など無職者が増え、当初の制度設計から大きく異なってきたことにある。二つには、国が社会保障の責任を放棄して、国民健康保険財政に対する国庫負担を大きく削減してきたことにある。

市町村の国民健康保険財政を健全化し、被保険者が安心して医療を受けられるようにするためには、国がその責任にふさわしい負担を行うことが必要である。

よって、国におかれては、緊急に国民健康保険への国庫負担率を45%に戻すとともに、市町村国保への財政支援を抜本的に強化するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

大学の高学費を解消し、奨学金制度の抜本的拡充を求める意見書（案）

日本の大学の高学費は国際的に見ても異常であり、昨今の経済状況の悪化のもと、大学進学を断念したり、学業を中途であきらめざるを得ない学生が増えている。

高等教育費無償は国連決議にも示されるように世界の流れである。ところが現在の日本における大学の高学費は、日本国憲法で保障されている「ひとしく教育を受ける権利」を奪っており、解消は急務である。

また奨学金制度も不十分であり、日本学生支援機構の奨学金の無利子枠は狭く、さらに機関保証を利用すれば保証料が毎月貸与される奨学金から天引きされ、大学を卒業し、社会人としての第1歩で、奨学金返済という大きな借金をかかえて出発しなければならない。さらに、3ヵ月滞納すれば金融機関のブラックリストに載せられ、住宅ローン等が組めなくなることから、安定した就職が難しいもとの、借りても大丈夫かとの不安が生じている。

よって、国におかれては、高等教育費予算や私学助成予算を増額する等、大学の高学費を解消すると同時に、給付制奨学金の導入、日本学生支援機構の奨学金制度について第1種奨学金（無利子枠）の拡大や、保証料の廃止、「個人情報取扱いに関する同意書」の義務付けを撤廃する等、抜本的な改善を図られるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
文部科学大臣	塩谷立	殿

京都府議会議長 家元丈夫

(共産提案、共産のみの賛成で否決)

WTO ドーハラウンドに関する意見書(案)

昨年末、世界的経済危機を機に急浮上した世界貿易機関(WTO)ドーハラウンド交渉は閣僚会議も開けないまま中断したが、年明けとともに動きが始まり、7月をめどに妥結を図ることとされている。

交渉のベースは昨年7月に決裂した閣僚会議の議長案であり、重要品目を6%とする代償にミニマムアクセス米の大幅増を求めるものである。その量は114万トンに達するとされており、生産調整に直接影響を及ぼすことはもちろん、日本農業に大打撃を与えることは明らかである。

わが国の食料自給率は、わずか40%であり、大問題となっている汚染米も8割がミニマムアクセス米から検出されていたため国民の不安も広がっており、米などの農産物の自給率引き上げは国民的合意となっている。政府も、自給率50%以上を目指すことを表明しており、その実現のためにも議長提案を断固拒否する責任がある。

よって、国におかれては、各国の自給率向上の願いに全く反するWTO多角的貿易交渉の議長案を拒否するとともに、公正な貿易ルールづくりを目指すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
農林水産大臣	石破茂	殿
経済産業大臣	二階俊博	殿

京都府議会議長 家元丈夫